

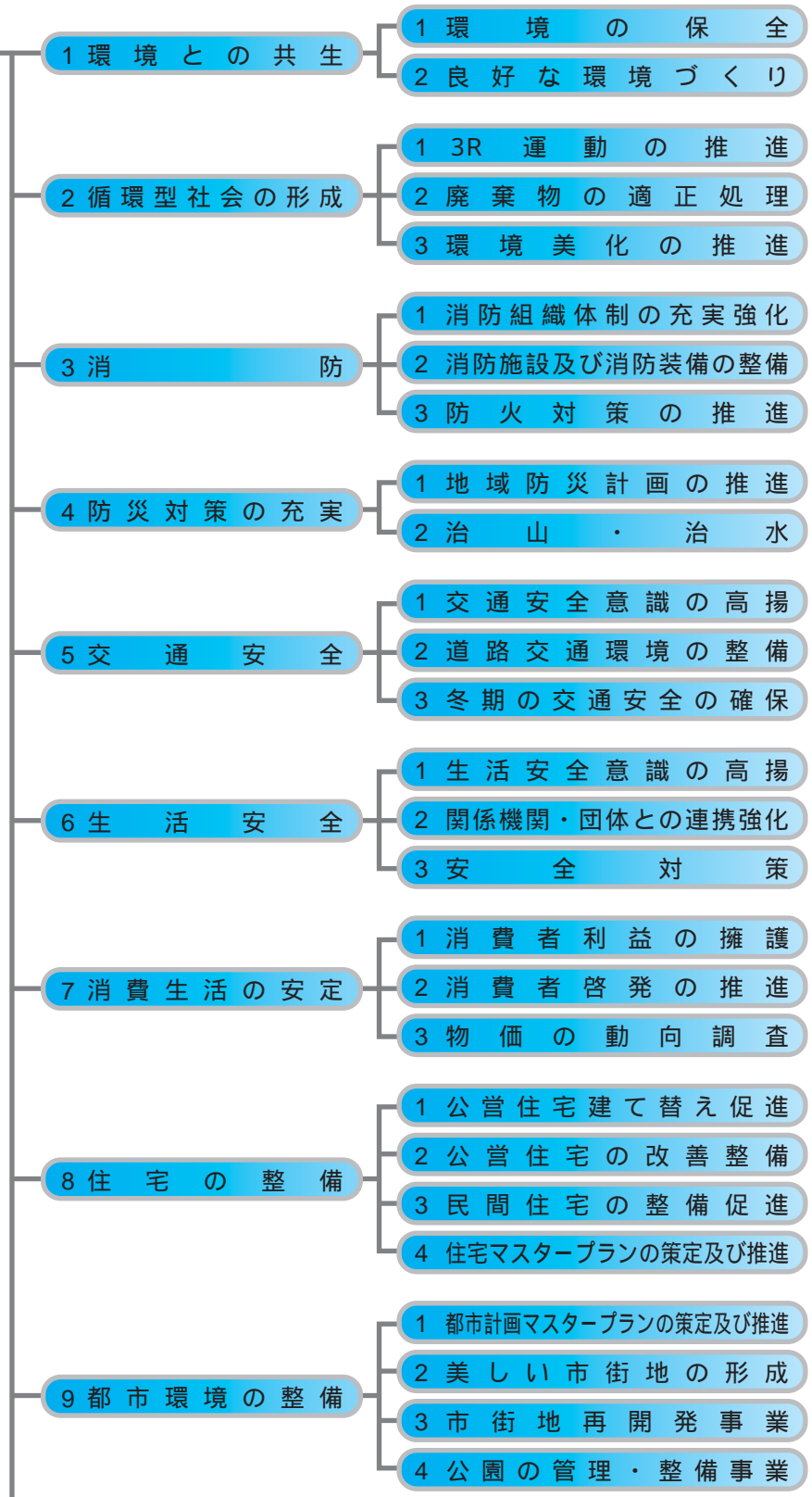
施策の体系

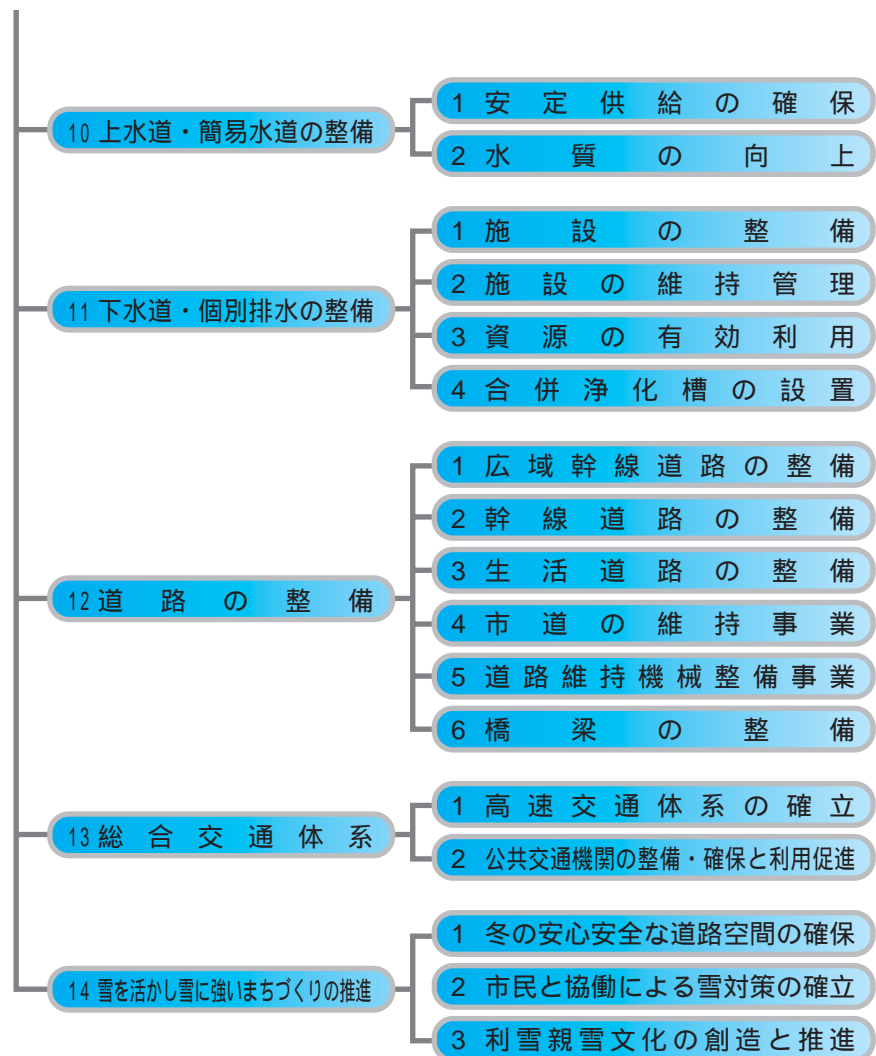
基本目標3

自然と環境に
やさしく快適
で安全な
まちづくり
(生活環境・都市基盤)

主要施策

基本事業





- 1 環境との共生

〔現状と課題〕

限りある自然環境は、将来の世代を含め共有していることを認識するとともに、人間が恵み豊かな環境を享受し続けることを将来にわたって継承していかなければなりません。環境負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図らなければならないことを理念に環境基本法が制定され、環境基本計画が策定されました。地方公共団体においても、地域の自然的、社会的条件に応じた独自の施策の推進が求められています。快適で衛生的な市民生活を確保するため、各種施設の整備充実を図らなければなりません。そのため、霊園、墓地や火葬場の整備などを計画的に進めていく必要があります。緑丘霊園の維持管理は、必要に応じ草刈り、トイレ清掃、供物処理を行っていますが、

墓建立の業者指導や日常的な施設の管理、環境の整備が求められています。

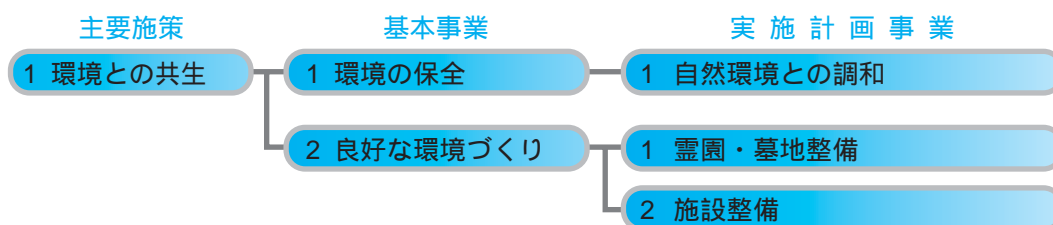
風連中央墓地は、未使用区画が残り少なく、市民が選択できる場所も限られています。名風聖苑については、随時、修繕等を行っていますが、建設から十数年が経過し、損傷も見られるため、計画的な維持管理が必要になります。

〔施策の基本的な考え方〕

良好な自然環境の保全、環境汚染の防止など環境への配慮を行うとともに、複雑化・多様化する環境問題に対応するため、総合的な施策を進めます。

また、快適で衛生的な市民生活を堅持するため、各種施設の計画的な維持管理を行い、ゆとりや、やすらぎのある環境空間をつくれます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 環境の保全
市内の環境状態を把握し、市民や事業者が環境負荷の少ない生活を送ることを心がけ、安全で快適な生活環境をつくりまします。
- 2 良好な環境づくり
霊園、墓地、火葬場は、故人を偲ぶとともに、やすらぎを感じることができる環境づくりに努めます。また、施設の管理を計画的に行い、施設の適正な運営を図ります。

〔主な計画事業〕

- < 前期 >
 - 環境基本条例等策定事業
 - 緑丘霊園管理棟建設事業
 - 風連中央墓地新区画造成事業
- < 前期・後期 >
 - 名風聖苑維持管理事業

用語解説

環境負荷
人が自然環境に与える負担のこと。

- 2 循環型社会の形成

〔現状と課題〕

我が国の経済が「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」という経済形態により、めざましい発展を遂げてきたことに伴い、近年は、廃棄物最終処分場の狭あいになるなど、さまざまな環境問題が表面化してきています。また、エネルギー資源の少ない日本においては、将来的な資源の枯渇に対する危機感も生まれてきています。

廃棄物処理にあっては、環境問題も含め、新たな社会システムを構築することが急務となっています。システムを構築していくためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動の推進を通じ、環境と調和した「循環型社会」の構築に向けて、さまざまな施策の展開が求められています。

また、長年、適正処理をしてきた焼却施設

は、炭化センターの稼働により役目を終えましたので、適切な処分が必要となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

環境負荷の少ない社会を構築するには、市民、事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組むことが必要不可欠です。

「容器包装の分別収集の取り組み」「資源物の分別排出や収集体制の構築」「廃棄物の適正処理」を行うことによって、ごみの減量化、物質循環の推進、最終処分場や他の施設の適正な運営を図ります。

さらに、環境の美化意識の向上は、私たちが暮らす住みよいまちづくりにつながります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 3R運動の推進

市民と事業者が過剰包装の廃止、生ごみの堆肥化や製造・流通・消費の過程での見直しを行うことなどにより、ごみを「つukらない」「ださない」こと、また、資源を分別して排出することで、ごみ発生の抑制と資源化を図ります。

2 廃棄物の適正処理

ごみの効率的な収集と適正な処理・処分を行うことによって、有害化学物質の発生を抑制し、安全で快適な生活環境をつくれます。

3 環境美化の推進

市民と事業者に対し、環境意識の向上と啓発を行うことによって、ごみ排出の正しい認識と減量化意識を高め、ルールに基づくごみ処理の推進とまちなかの美化を図ります。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

資源集団回収奨励金事業

炭化センター、衛生センター維持管理費負担事業

塵芥収集車両等整備事業

内淵最終処分場整備事業

分別・資源化啓発事業

不法投棄・野焼き防止啓発事業

<後期>

資源ごみストックヤード整備事業

廃止焼却炉解体整備事業

小動物焼却処理施設建設事業

風連最終処分場覆土工事事業



炭化センター

用語解説

循環型社会

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄社会を変えて、循環を基本にした経済社会を構築するという考え方。

環境負荷

人が自然環境に与える負担のこと。

協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

ストックヤード

一時的に保管しておく場所。

- 3 消 防

〔現状と課題〕

災害の発生は、国内外を問わず後を絶つことがない状況から、住民の安全・安心に対する関心が高まると同時に、消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっています。また、消防行政を取り巻く環境も著しく変化してきており、高度情報通信技術に代表される急速な技術革新、地方分権、行財政改革、規制緩和の推進や住民二・ズの多様化などにより新たな対応が求められています。

近年の高齢化の進展に伴い、救急出動の件数の増加や疾病構造の変化、そして住宅火災による死者も増加傾向にあります。また、救助出動においても、複雑化・多様化している状況にあることから、救急・救助体制

の充実強化が必要です。

複雑化・多様化する各種災害に的確な対応をするため消防・救急車両及び資機材の整備を計画的に取り組みます。

高齢化社会に対応するために、高齢者の住宅火災による死者を低減する住宅防火対策や救急業務の高度化を含めた救急体制の一層の充実強化を図る必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

地域防災の要として、住民二・ズに迅速・的確に対応できる組織・出動体制の整備を図ります。

消防活動及び救急・救助活動、安心できる予防体制を整備し、将来を見据えた消防行政の推進に努めます。

火災発生件数と損害額の推移(旧名寄・風連消防署)

(各年12月末現在)

区分	年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
建物	全焼	4	4	4	4	4	4	4	3	2	5
	半焼	1	1	4	4	0	3	2	1	0	1
	部分焼	1	2	5	4	7	5	3	5	3	6
	ぼや	3	4	0	5	5	6	3	3	2	3
建物以外	2	5	1	2	5	2	4	3	0	1	
計	11	16	14	19	21	20	16	15	7	16	
損害額(千円)	33,810	38,470	44,449	61,063	49,932	32,958	61,160	17,399	9,271	84,727	
死傷者	死者	1	1	2	1	0	0	2	0	1	0
	傷者	0	0	2	3	2	6	1	3	1	5

救急出動件数の推移(旧名寄・風連消防署)

(各年12月末現在)

区分	年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
救急出動件数(件)		912	888	855	995	911	996	924	1,014	1,088	1,029
搬送人員(人)		908	887	849	971	895	977	903	969	1,055	1,000

救助出動件数の推移(旧名寄・風連消防署)

(各年12月末現在)

区分	年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
救助出動件数(件)		29	25	18	24	23	30	25	17	25	32
救助活動件数(件)		17	9	5	4	13	9	12	6	11	14

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 消防組織体制の充実強化
名寄・風連地区の災害受理と組織体制の一元化を図ることにより、災害出動の体制を強化します。
- 2 消防施設及び消防装備の整備
災害受理と組織体制の一元化を図るために、消防サイレン制御装置の導入及び消防庁舎の増改築を行います。
- 3 防火対策の推進
高齢者の住宅火災による死者を低減するため住宅火災警報器の設置促進を図り、安全・安心の確保を推進します。

〔主な計画事業〕

- < 前期 >
- 消防サイレン制御装置導入事業
 - 消防通信指令装置更新事業
 - 消防庁舎施設整備事業
 - 火災調査車更新事業
 - 消火栓更新事業
 - 災害時要援護者通報システム端末装置整備事業
- < 後期 >
- 救急業務高度化整備事業(救急救命士養成)
 - 消防団活性化総合整備事業
 - 消防団自動車更新事業
 - 化学消防自動車更新事業
 - 救助工作車導入事業
 - 消防指令車導入事業
 - 耐震性防火水槽導入事業

- 4 防災対策の充実

〔現状と課題〕

本市では近年、大規模な洪水は発生していませんが、短時間集中豪雨型の局所的な大雨被害や台風や低気圧による強風被害が増える傾向にあります。

市内での地震の発生は極めて少なく、地震による被害はこれまで皆無と言えますが、全国的には大規模地震が多発する傾向にあり、災害への備えと市民の防災意識の高揚が求められます。

災害から地域を守り、安全で安心なまちづくりに向けて、気象情報など必要な防災情報を迅速に入手して市民に知らせる情報伝達システムの整備や防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策など、きめ細かな防災対策を講じていかなければなりません。

山林では伐採や農地の開墾などによる荒廃状態の箇所が見受けられることから、山地

の保水力を高めるために緑化を進めなければなりません。

洪水防止のために護岸工事や樋門へのポンプ場設置などの河川整備が行われてきましたが、ダムや護岸、築堤等の整備、河道の掘削など、さらなる整備が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

防災対策の充実に向けた具体的な取り組みは、名寄市地域防災計画に盛り込まれた内容を着実に実施していくことが基本になることから、計画内容の進行管理を適切に行う中で効果的・計画的な防災対策を実施していきます。

荒廃状態にある山地の造林を推進するとともに、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 地域防災計画の推進

名寄市地域防災計画に基づき、市民の防災意識の高揚、防災情報システムの整備、防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策などの取り組みを推進し、全市的な防災態勢の充実を図ります。

2 治山・治水

造林の推進により荒廃状態にある山地の保水力を高めるとともに、砂防事業による治山を推進します。また、河川における危険箇所の掌握と定期的な観測・点検を行うとともに、国・道とも連携し護岸、築堤などの整備やサンルダムの建設を推進します。

また、市民の理解と協力を得ながら河川愛護事業の取り組みを推進し、河川の環境保全に努めます。

〔主な計画事業〕

<前期>

豊栄川改修事業

<前期・後期>

普通河川維持事業（立木伐採、堆積土砂除去）

<後期>

同報系防災無線整備事業

防災行政無線のデジタル化 事業



防災訓練（要援護者を安全に運ぶ訓練の様子）

用語解説

河川愛護事業

市が管理する普通河川の草刈りや立木伐採事業を町内会などの団体が行うボランティアのこと。

同報系防災無線

無線を使って、市役所と市内の特定個所に設置される屋外拡声器や各家庭・事業所などの個別受信機を結び、市役所から地域住民に防災情報などを伝達する通信システムのこと。

防災行政無線のデジタル化

アナログ式の防災行政無線が道（上川支庁）と市役所を結んでいるが、これを高性能なデジタル式に更新すること。デジタル化で、より迅速、的確な情報伝達が可能となる。

- 5 交通安全

〔現状と課題〕

市内の自動車保有台数、運転免許保有者は増加傾向にあり、交通事故数も年々増加しています。

市民生活や経済活動の24時間化、高齢化など道路交通状況は大きく変化しています。本市の交通事故は、交差点事故が65%を占め冬期間の事故も急増しています。

交通安全運動は、街頭啓発、広報活動を中心に地道な活動として実施していますが、関係機関・団体・市民が一体となり、高齢者対策や冬期対策など、本市の地域特性に応じた交通安全対策が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

名寄市交通安全運動推進委員会を中心として、各関係機関との連携のもと、交通事故のないまちづくりに向け、交通安全意識の普及啓発に努めます。

交通安全指導員等を中心とした街頭指導・交通事故防止に向けた資材配布など、交通安全運動を生涯学習活動と位置づけ、家庭・学校・職場・地域で幼児から高齢者まで、体系的に教育活動を実施します。

モラルの低下が問題となっているなか、事故の責任は自らにあることの認識を広めるため、交通ルールに対する思想の確立を図ります。

交通事故の発生と死傷者数の推移

区 分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	小 計
発生件数(件)	74	82	59	69	76	360
負傷者数(人)	110	114	76	86	85	471
死亡者数(人)	2	5	1	0	6	14

原因別交通事故発生件数

区 分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	小 計	
酒酔い(酒気帯)	1	0	0	0	0	1	
最 高 速 度	1	1	0	0	0	2	
追 越 し・通 区	3	2	0	1	1	7	
歩 行 者 保 護	1	1	0	1	0	3	
信 号 無 視	7	5	4	2	3	21	
一 時 不 停 止	18	19	13	10	6	66	
過 労 運 転	0	3	0	0	0	3	
安 全 運 転 義 務	操 作 不 適	2	3	4	1	5	15
	前 方 不 注 視	19	20	16	10	14	79
	動 静 不 注 視	5	0	1	6	9	21
	安 全 不 確 認	11	1	4	32	24	72
	安 全 速 度	1	4	0	4	1	10
	そ の 他	0	17	15	0	12	44
小 計	38	45	40	53	65	203	
そ の 他	5	6	2	2	1	16	
歩 行 者 の 違 反	0	0	0	0	0	0	
合 計	74	82	59	69	76	360	

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 交通安全意識の高揚
交通安全運動を生涯学習と位置づけ、家庭・学校・職場・地域などで幼児から高齢者まで、段階的・体系的に実施し、また、関係機関や団体と協力して交通安全を市民運動として展開します。
- 2 道路交通環境の整備
歩道・自転車・自動車道の整備や標識など施設の整備を進めます。
- 3 冬期の交通安全の確保
冬期間の交通安全のため、除排雪の徹底などを進めます。

〔主な計画事業〕

- <前期・後期>
交通安全教育（幼児交通安全教室等）
道路中央線（白線）等改修事業



交通安全の啓発活動

- 6 生活安全

〔現状と課題〕

人口の減少や高齢化社会の進行などにより、社会経済環境が急速に変化し、犯罪そのものが多様化しているため、安全で安心して生活できる社会形成が求められています。

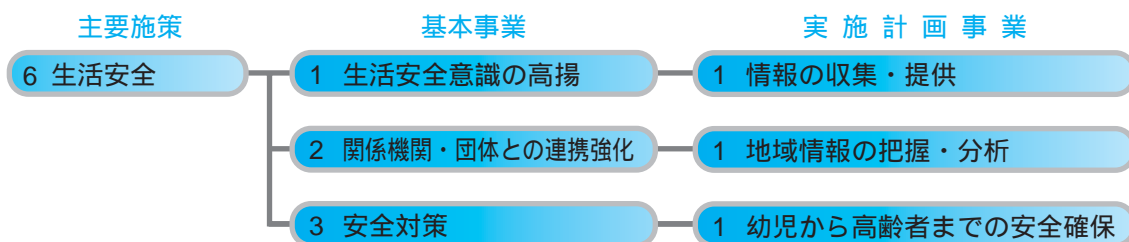
複雑化・多様化する現代において、市民生活を脅かす予期せぬ問題や事件事故などが全国の至るところで発生していることから、関係機関・団体と連携を密にし、防犯体制を強化するとともに、青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。

地域住民の間では、行政との連携を密にし、安全を確保する気運が高まっています。

〔施策の基本的な考え方〕

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全を確保するため、関係機関・団体などとの連携を密にするとともに適切な情報を提供できるようにします。地域に密着した対策の強化を図るとともに防犯意識の高揚、防犯灯の設置など、幅広い取り組みを進めていく必要があります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 生活安全意識の高揚
安全確保のため適切な情報を提供し、安全意識の高揚を図ります。
- 2 関係機関・団体との連携の強化
市民の安全を確保するため、関係機関・団体との連携を密にし、適切な情報の提供に努めます。
- 3 安全対策
「子ども・地域110番の家」などとの連携と活用に努めます。
防犯対策として青色回転灯の整備を進め、啓発に努めます。

〔主な計画事業〕

- < 前期・後期 >
- 迅速・正確な情報の提供（市ホームページ・不審者情報）
 - 地域・関係機関と連携した啓発活動
 - 安全対策（安全・安心円卓会議等）

- 7 消費生活の安定

〔現状と課題〕

近年の市民生活は、国際化、情報化、高齢化や規制緩和などにより大きく変化しています。

規制緩和により、安価で多様な商品・サービスが提供され、消費生活が便利になる反面、新たな消費問題を生み出しています。消費者取引に関するルールを悪用され、消費者センターに寄せられる相談も複雑化・多様化しています。特に契約・解約に関する相談が急増しています。

ICT（情報通信技術）革命などにより、商品の機能やサービスの内容が、複雑化の

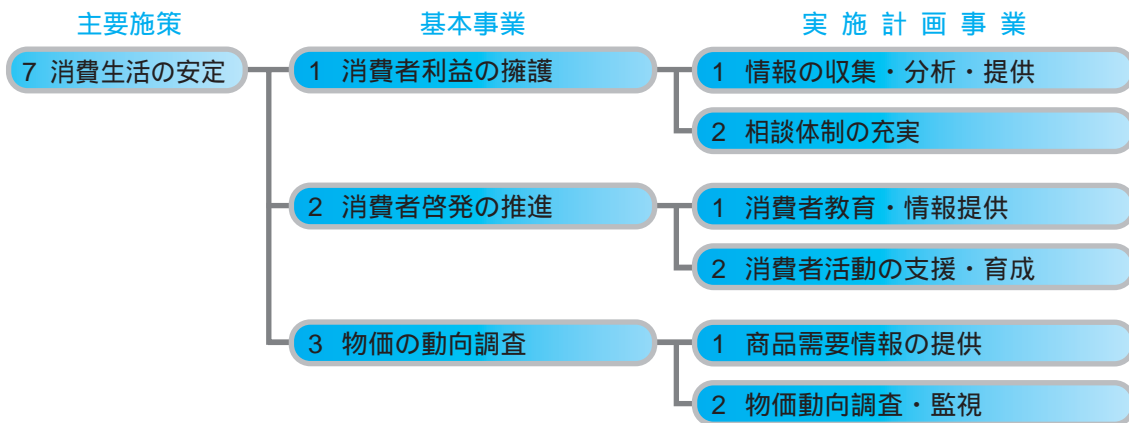
一途をたどり、若年層や高齢者への情報提供が特に必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

規制緩和により消費者の選択肢が拡大し、消費者の自立が求められるなか、消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携し、適切な情報を提供します。

被害やトラブルを未然に防止するため、消費者センター機能を強化し、消費者教育、情報提供、団体活動の支援など総合的な消費生活の安定を目指します。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 消費者利益の擁護
消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携し、適切な情報を提供します。
専門相談員の研修などにより相談体制の強化を図ります。
- 2 消費者啓発の推進
行政、消費者と企業の協力により総合的な消費者教育を進めるとともに、消費者活動団体の活動を支援します。
- 3 物価の動向調査
市民が安心して買い物ができるよう、物価動向調査と情報の提供を行います。

〔主な計画事業〕

- < 前期・後期 >
- 消費者相談窓口体制の充実・強化
 - 消費者活動団体の支援
 - 物価調査と情報提供

用語解説

ICT
情報通信技術 (Information and Communication Technology)。国際的には「IT」よりも「ICT」が定着している。

- 8 住宅の整備

〔現状と課題〕

人口減少、少子高齢化、世帯規模の縮小化が進行しており、さらには風連地区と名寄地区の異なる産業構造や1次産業の衰退など、時代背景や市民ニーズに対応した住宅施策の整備が求められています。

風連地区と名寄地区の住宅供給構造に差異があるため、公平な住宅サービスを提供しなくてはなりません。

公営借家に居住する高齢者が増えており、自立した生活を支援するために地域コミュニティの形成が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

少子高齢化に対応した居住環境の整備を推進します。

既存住宅ストックの活用を図るとともに、借家の安定確保対策などに取り組みます。風連地区と名寄地区のまちのあり方と役割を検討し、各種住宅施策に活かします。

農村人口が減少していることから、豊かな自然を活かした農村居住の推進による定住を促進し、並びに市民農園などによる交流施策に取り組みます。

都市のコンパクト化並びにまちなか居住を推進します。

時代の背景に対応した新たな住宅計画を策定し、住宅環境の整備を促進します。

公営住宅の戸数

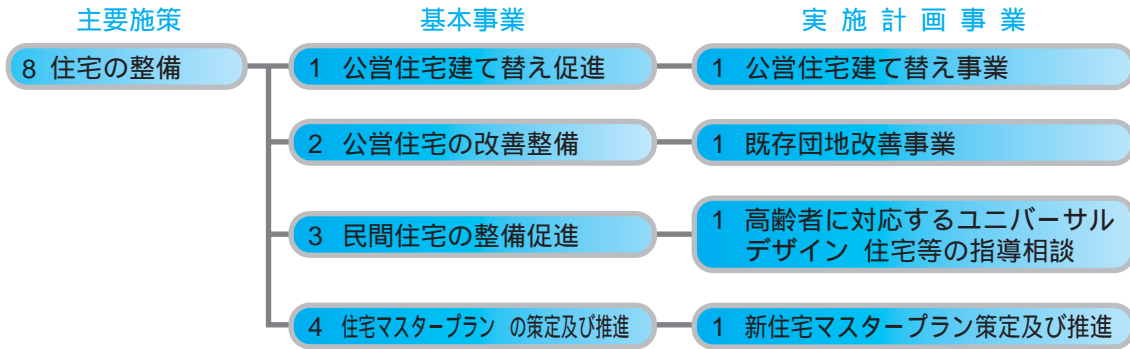
(戸)

区分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
市営住宅(名寄)	799	750	741	705	694
(風連)	373	373	363	357	351
道営住宅(名寄)	147	147	147	147	147
合計	1,319	1,270	1,251	1,209	1,192
一般	1,176	1,127	1,112	1,078	1,065
特定目的	143	143	139	131	127



西町団地

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 公営住宅建て替え促進
老朽化した公営住宅を建て替えることにより居住水準の向上を図ります。
- 2 公営住宅の改善整備
既存公営住宅の適正な維持保全のため、計画的に修繕を実施します。
- 3 民間住宅の整備促進
高齢化社会に対応した住まいづくりを推進するため、ユニバーサルデザイン住宅の普及に努めます。
- 4 住宅マスタープランの策定及び推進
新名寄市に対応した新たな住宅マスタープランを策定し、住宅政策を推進します。

〔主な計画事業〕

- < 前期 >
西町団地建替事業
- < 前期・後期 >
北斗団地建替事業
南団地（仮称）建設事業
新北斗団地ストック改善事業
瑞生団地建替関連事業
既存公営住宅改善事業
高齢者等に対応するユニバーサルデザイン住宅等の指導相談業務の充実
新住宅マスタープランの策定

用語解説

地域コミュニティ
町内会、自治区など、地縁的な関係で形成されている共同体のこと。

住宅ストック
ある一時点で存在する住宅、住宅の総数全体。

ユニバーサルデザイン
全ての老若男女が障がいや能力の違いに関係なく施設や商品を利用できるよう設計されたもの。障がい者、高齢者にとって邪魔になる障壁を除こうとする「バリアフリー」の考え方よりも対象とする範囲が広い。

住宅マスタープラン
地方公共団体の区域における住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理し、住宅政策の将来の目標やあるべき姿を定める計画。

- 9 都市環境の整備

〔現状と課題〕

風連地区と名寄地区は、双方で都市計画を策定してまちづくりに取り組んできました。市街地区は産業構造の違いから、それぞれにおいて独自の市街地形成となっています。市街地中心部への公共施設及び都市施設の再配置、さらには高齢者、消費者、生活者にやさしくうるおいのある市街地形成が求められています。さらに、将来人口・社会環境を考慮し、市街地中心部における土地の高度利用や都市生活環境の質的な向上などを考慮した都市計画の策定が急務となっています。市街地の緑化については、公園・広場が少なく緑が少ない状況にあります。道路においては落ち葉処理などの問題もあり植栽の可否や樹種の選定など賛否が分かれています。良好な景観づくりに欠かせない街並み整備については、駅前通など4路線でセミモール化が実施となりましたが、街並みデザインでは歴史的な環境が少なく、地域的な整備対象となりづらいものがあります。国道・道道には公共施設の案内標識が設置されていますが、市道の案内標識は少ない状況にあります。

住宅地が拡大していることから、交通安全上及び防犯上、必要な箇所に街灯を設置する必要があります。

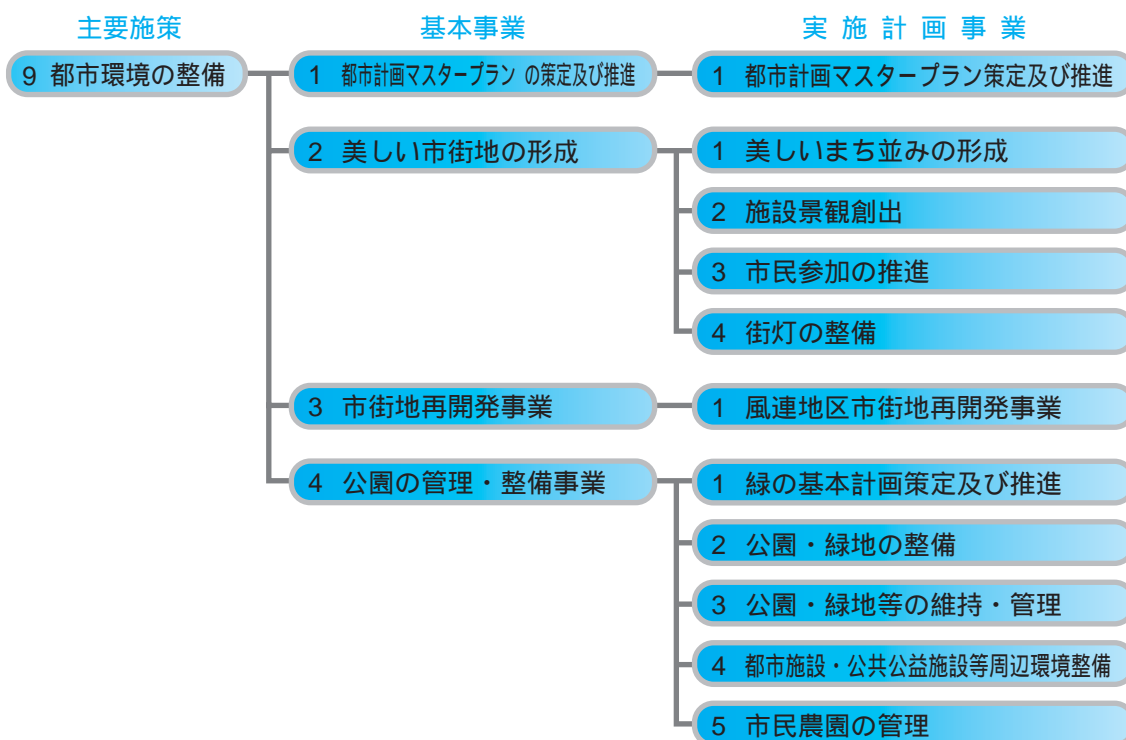
人口の減少、少子高齢化、モータリゼーションの進展により、大型店への購買力の流失や集客力の低下から中心市街地の空洞化が進み、中心市街地が衰退している状況にあります。このような状況により、商店街自らが地区内に居住したり、新たに住む人々を増加させるなど、地域住民が定住できる快適な住環境整備が大きな課題となっています。

本市の都市公園等面積は、概ね全道水準を確保していますが、経年劣化による老朽化が見受けられます。また、公園の維持管理は、指定管理者制度や委託契約にて実施しており、街区公園の維持においては町内会等の協力が不可欠な状況となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

少子高齢化・中心市街地地区の空洞化のほか、住宅・商業地区・工業地区・公共施設などの配置など総合的に検討するとともに、生活者を中心とした快適な都市計画を樹立します。

〔施策の体系〕



高齢化社会に対応した、やすらぎとうるおいのある魅力的な景観づくりを推進し、市民との協働によるまち並みづくりを進めます。

商業拠点地区の形成を基本として、複合交流街区の誘導を図るとともに、中心市街地にふさわしいまち並み形成と、周辺の景観・環境にあった施設計画を実施します。また、商業、健康の管理と増進、文化、交流、居住などの多様な機能を集積し、中心性や求心性の高い施設計画を行います。

既設公園施設の計画的な再整備を行います。維持管理については、民間企業や社会福祉事業団体への委託を促進するとともに、町内会等との協働を推進します。

〔基本事業〕

- 1 都市計画マスタープランの策定及び推進
風連地区は1次産業、名寄地区は2次・3次産業を中心に都市を形成していることから、それぞれの地区の成り立ちを考慮するとともに、人口推計・農林業の長期計画など多方面から検討を行い、未来に続く都市計画を策定します。
- 2 美しい市街地の形成
美しい都市景観をつくり、うるおいのあるまちづくりのために、まち並み整備や地域ごとのデザイン、色調などを地域の総意と協力で進めます。さらに、緑を育てる意識づくりのもと、公共用地や民有地、企業敷地など市民との協働で景観づくりを進めます。また、公共用地のあり方について市民とともに検討し、有効な利活用を図ります。違法な広告や看板は規制し、道路標識など適正な設置を行い、わかりやすい施設表示

と景観創出を図ります。

住宅地の形成による、必要な箇所への街灯整備を行います。

- 3 市街地再開発事業
市街地再開発事業により、中心市街地の衰退を抑止し、活気と賑わいのあるコンパクトな市街地を形成し、活性化を図ります。
- 4 公園の管理・整備事業
うるおいのある社会づくりに向けた、緑の基本計画を策定します。
既設公園の再整備を計画的に推進し、質の向上を目指します。街区公園の維持においては、町内会等との協働による「里親制度」などの管理体制の導入を検討し、より一層地域への定着感を醸成します。

〔主な計画事業〕

- <前期>
都市計画マスタープランの策定
風連地区第1種市街地再開発事業（国土交通省所管）
名寄公園整備事業（園路改修・観賞池の水質浄化）
浅江島公園整備事業（トイレ新設）
- <前期・後期>
緑化木維持管理事業（名寄）
国道40号ボランティアサポートプログラム（風連）
街路灯の新設・管理
街区公園リニューアル（まちづくり交付金）
公園・広場・緑地・市民農園の維持管理
- <後期>
緑の基本計画策定

用語解説

セミモール化
歩行者専用の遊歩道式の商店街（セミとは、準じたとか半ばと言う意味）
モータリゼーション
自家用車が普及・大衆化され、人の行動にも車が必要とされる様子。
指定管理者制度
地方自治体の設置する公共施設を、指定を受けた民間企業・公益法人・NPOなどが施設管理者として運営していく制度。
協働
公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。
都市計画マスタープラン
新しい総合計画を受けて、体系的に定める都市づくりの指針。
市街地再開発事業
まちの中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地を地域の新しい拠点として整備をする事業。
緑の基本計画
緑地の保全及び緑化の推進に関する市全体の基本となる計画。
里親制度
ここでいう「里親制度」とは、市民団体や企業が親代わりになって道路や公園などの美化活動を行い、市がそれに支援を行う制度。

- 10 上水道・簡易水道の整備

〔現状と課題〕

合併に伴い、平成35年目標で計画1日最大給水量を11,740㎥（既存10,200㎥）となる、上水道区域の統合と給水区域を拡張する変更認可を取得し、第2期拡張事業を継続しています。

給水区域の拡張に伴う給水量の増加をサンルダムの開発水量に依存して、水源水量が12,730㎥/日（既設11,220㎥）となる上水道と、智恵文八幡、智恵文中央、風連日進地区の3カ所の簡易水道があります。

将来的に安全でおいしい水道水を安定して供給するために、浄水施設の適正な管理と配水管網の拡張整備、老朽管の更新を行い、さらに水道水源の水質保全維持のために、河川の上流区域の水質汚染源（クリプトスポリジウム原虫等）の調査、監視の強化と浄水場の高度化に努めなければなりません。

また、既存井戸を改修するなど、新たな水源対策を進めなければなりません。

上水道・簡易水道給水区域外の水道未普及地域の生活用水は、地下水や沢水で賄われており、近年は水質悪化、水量不足、エキノкокクス症などが危惧されているため、普及対策が課題となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

水道未普及地域の解消を目指すとともに、安定した水道水の供給を行います。

今後も、安全でおいしい飲料水を提供するとともに、健全経営を維持するために、有収率の向上に努めます。

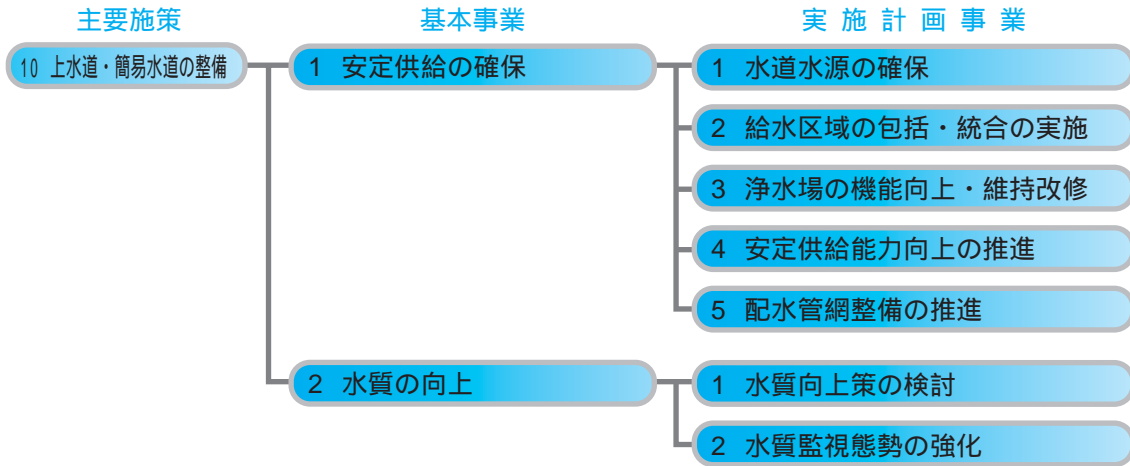
震災等の災害時に迅速に対応できるよう、耐震性に優れた水道施設整備と配水管台帳を整備し、防災体制の確立を図ると共に、公共福祉の増進に寄与します。

上水道・簡易水道の整備状況

(平成18年3月31日現在)

区 分	名寄市人口 A	給水区域内人口 B	給水人口 C (下段は年間配水量)		普及率 C/A (下段は給水区域内C/B)	
			上水道給水人口	簡易水道給水人口		
名寄地区	26,049人	25,726人	23,968人 2,584,932㎥	23,681人 2,555,474㎥	287人 29,458㎥	92.01% (93.17%)
風連地区	5,163人	4,626人	4,284人 428,609㎥	4,125人 412,843㎥	159人 15,766㎥	82.98% (92.61%)
合 計	31,212人	30,352人	28,252人 3,013,541㎥	27,806人 2,968,317㎥	446人 45,224㎥	90.52% (93.08%)

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 安定供給の確保
給水区域の包括・統合による拡張及び水利用形態の多様化による水量の増加に伴い、長期安定供給できる水源の確保と包括統合による送水管の新設に取り組むとともに、引き続き上水道給水区域内の老朽管の更新と配水管網の拡張を図ります。
- 2 水質の向上
安全でおいしい水道水を供給するためには、水質の保全維持が重要であり、本市の上水道は、一部の地下水と河川の表流水を水源にしていることから、取水施設改修整備と水質汚染源の調査・監視の強化に努めます。

〔主な計画事業〕

- < 前期 >
飲料水供給施設改良事業
- < 前期・後期 >
水源開発事業（サンルダム負担金）
上水道第2期拡張事業（給水区域の包括・統合地域の送水管新設整備）
配水管網整備事業（給水区域内の配水管新設整備）
配水管更新事業（老朽管更新）

用語解説

第2期拡張事業
サンルダム建設による水源の確保と、浄水施設統合及び区域拡張を行うための配水管整備事業。
有収率
給水する水量と料金収入のあった水量との比率。

- 1 1 下水道・個別排水の整備

〔現状と課題〕

公共下水道の処理人口普及率は、現在約85%の進捗率で推移して、10人の内8.5人の方が下水道を利用しており、面積の整備率は88%で980haの整備が済んでいます。また、昭和55年の供用開始以来稼動している名寄下水処理場の機器については、長い年月が経過しているため老朽化がかなり進んでいる状態です。なお、風連浄水管理センターは平成9年に供用開始し、現在順調に稼動しています。個別排水処理施設 整備事業（合併浄化槽）については、郊外、農村地区の353戸で合

併浄化槽の供用を開始しています。現在の処理場の施設では、機器更新事業の適切な年次計画と効率的な維持管理が課題です。今後の個別排水事業については、農業事情等により農業者が年々減少している状況で、事業の継続が課題です。

〔施策の基本的な考え方〕

公共下水道・個別排水処理施設整備事業などの継続事業の積極的な推進に努め、生活排水施設の総合的な整備と清潔で快適な生活環境の保全対策を進めます。

下水道・個別排水の整備状況

(平成18年3月31日現在)

区 分	名寄市人口 A	下水道・個別 排水普及人口 B	下水道・個別排水		普 及 率 B/A
			公共下水道	合併浄化槽	
名寄地区	26,049人	25,098人	23,641人	1,457人	96.35%
風連地区	5,163人	3,420人	2,767人	653人	66.24%
合 計	31,212人	28,518人	26,408人	2,110人	91.37%



風連浄水管理センター

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 施設の整備
生活環境の改善を目標として、恒久的な公共下水道事業の推進と、統合による下水道区域の見直しを検討し、整備を図ります。また、浸水対策や水環境の保全のために合流改善事業を推進するとともに、処理場施設の機器更新を計画的に実施します。
- 2 施設の維持管理
計画を策定し、効率的な維持管理を行うとともに、健全経営を目指します。
- 3 資源の有効利用
汚泥資源の利活用の検討を図ります。

4 合併浄化槽の設置

個別排水処理施設整備については、継続事業の積極的な推進と快適な生活環境の保持に努めます。

〔主な計画事業〕

< 前期・後期 >

公共下水道事業 (公共下水道・水質改善下水道・機能高度化下水道・浸水対策下水道)

個別排水処理施設整備事業(合併浄化槽の整備)

用語解説

個別排水処理施設

公共下水道の計画処理区域以外で、水洗トイレの汚水や風呂、台所などから出る雑排水を浄化処理する施設。

合流改善事業

汚水と雨水が同一の管で流れる合流区域の改良事業。滞水池を設けて河川への未処理水の放流を防止する。

- 1 2 道路の整備

〔現状と課題〕

市内にある国道40号・239号は、歩道の一部再整備が必要な箇所を除いてほぼ整備済となっています。

道道にあつては、美深名寄線に歩道未整備区間はありますが、ほぼ整備されています。しかし、朱鞠内風連線の歩道改修が必要となっており、さらにパンケ風連線では歩道が未整備となっていることから、必要な整備について引き続き要請を行います。

道路整備改良率は、平均して66%の水準にありますが、整備率では名寄地区約63%、風連地区約83%となっており、平均した整備水準を確保するため各種補助制度を活用し、計画的に整備を進める必要があります。

砂利道・防塵処理道路 を道路改良整備と連携を持ち補修を進めるとともに、年次計画により維持管理車両の更新を行うほか、道路の適切な維持管理と道路利用者の交通安全と道路環境の保全に努めます。

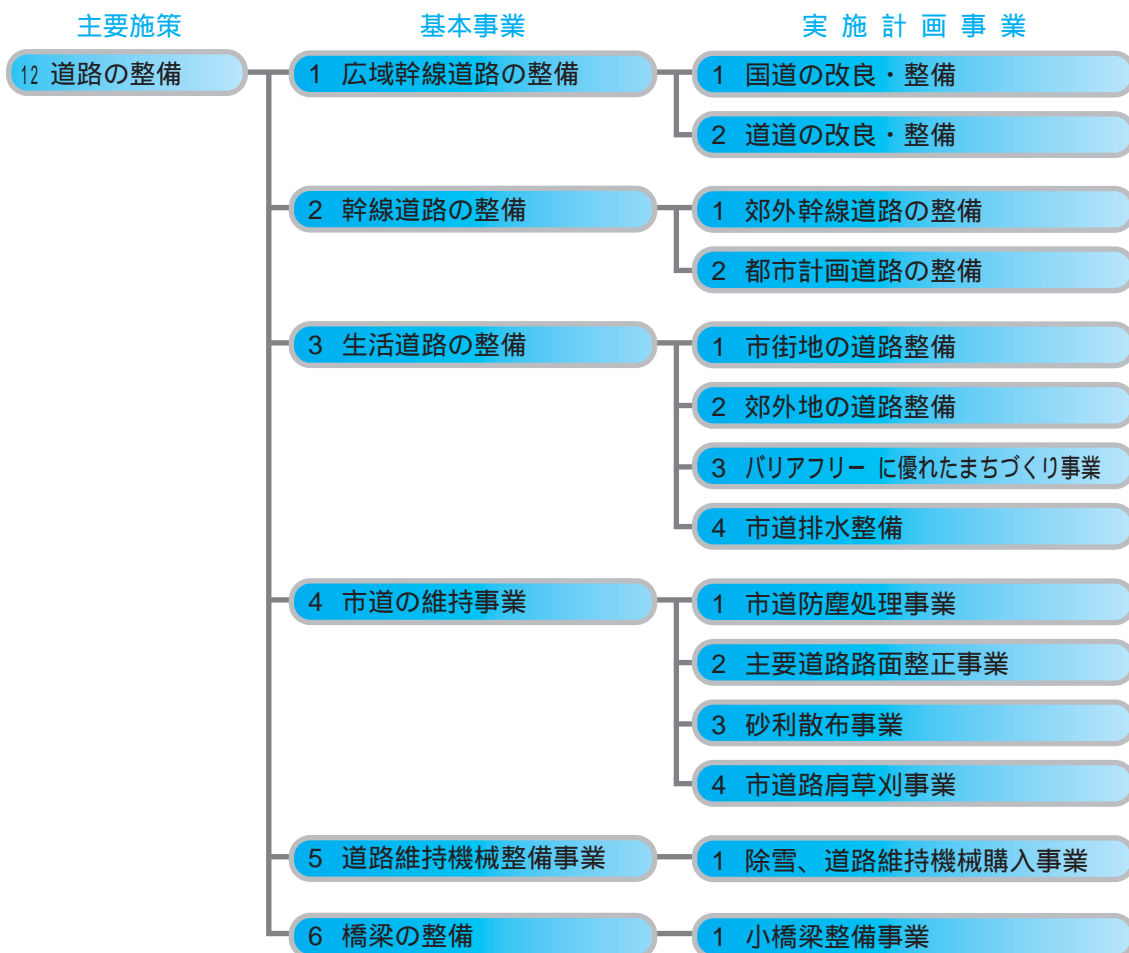
道路の維持管理と併せて、橋梁の適切な維持管理に努めます。

〔施策の基本的な考え方〕

国道・道道の継続箇所の改良整備の促進や公共施設整備に併せて必要な要望・要請を継続します。

地域間ネットワーク道路整備と併行して、生活道路など市街地内道路舗装率の10%向上を目標に整備を進めます。

〔施策の体系〕



市街地内道路整備状況

(上段：延長、下段：構成率)

区分	舗装済延長			未改良延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装			
名寄地区	81.7km	23.5km	58.2km	47.3km	129.0km
	63.33%	18.22%	45.11%	36.67%	100.0%
風連地区	18.4km	16.2km	2.2km	3.9km	22.3km
	82.51%	72.65%	9.86%	17.49%	100.0%
合計	100.1km	39.7km	60.4km	51.2km	151.3km
	66.16%	26.24%	39.92%	33.84%	100.0%

(平成17年度現在)

市街地内道路整備計画(平成19年度～平成28年度)

(上段：延長、下段：構成率)

区分	舗装済延長			未改良延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装			
名寄地区	95.7km	41.5km	54.2km	33.3km	129.0km
	74.19%	32.17%	42.00%	25.81%	100.0%
風連地区	19.4km	17.2km	2.2km	2.9km	22.3km
	87.00%	77.13%	9.78%	13.00%	100.0%
合計	115.1km	58.7km	56.4km	36.2km	151.3km
	76.07%	38.80%	37.27%	23.93%	100.0%

〔基本事業〕

1 広域幹線道路の整備

広域幹線道路の整備は、「国道239号のバイパス整備」をはじめ、各国道の歩道整備などの維持事業を中心に整備促進を要望します。道道については、「瑞生橋歩道橋」、「天智橋の架換事業」や「旭名寄線跨線橋補修事業」など改良・歩道設置・維持事業を要望していきます。

2 幹線道路の整備

市民生活に密接に関わる幹線道路は、公共施設・市立病院・各種学校との連絡に重要な路線と位置づけ、安心して歩くことができる環境や各施設間の連絡時間の短縮効果などを考慮して計画的に整備します。

3 生活道路の整備

幹線道路に連絡する生活道路の整備についても、幹線道路と効果的に連絡することなどを考慮し、計画的に整備します。

4 市道の維持事業

改良舗装済市道の適切な維持と、未改良道路が改良舗装されるまでの間の維持補修に努め、快適な市民生活を送ることができるよう、必要な維持工事などを進めます。また、市民の理解と協力を得ながら道路愛護事業の取り組みを推進し、道路の環境保全に努めます。

5 道路維持機械整備事業

道路維持や冬期間の除雪に欠くことのできない大型建設機械をはじめとする各種車両の適切な修繕を進めるとともに、補助制度などを活用して年次的に車両更新を行います。

6 橋梁の整備

中小橋の鋼製の桁・欄干を点検し、塗装などの補修並びに木橋の改築を行います。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

- 郊外幹線道路の整備
- 都市計画道路の整備
- 市街地の道路整備（生活道路）
- 郊外地の道路整備（生活道路）
- バリアフリーに優れたまちづくり事業
- 排水整備事業
- 道路維持機械購入事業
- 道路防塵処理事業
- 道路路面整正事業
- 砂利散布事業
- 路肩草刈事業

<後期>

- 小橋梁の整備

用語解説

防塵処理道路

アスファルト乳剤で道路表面の砂利や砂を固める防塵処理工法。

バリアフリー

障がい者・高齢者が建物や道路を使おうとしたとき、邪魔になるさまざまな障壁を取り除こうという考え方。

道路愛護事業

市が管理する市道の草刈りや側溝の清掃などを町内会などの市民団体が行うボランティアのこと。

- 13 総合交通体系

〔現状と課題〕

北海道縦貫自動車道は、新直轄方式による整備区間24km（土別剣淵IC～名寄）のうち土別剣淵IC～土別市多寄町間（12km）が、国土開発幹線自動車道建設会議において緊急に整備すべき区間として決定され、平成18年6月に着工されました。国道40号名寄バイパスは、新たに3工区が完成し供用が開始されています。土別剣淵IC～土別市多寄町間の早期完成と名寄ICまでの整備区間決定による事業化の実現及び一般国道自動車専用道路名寄・稚内間の整備について促進していく必要があります。

鉄道では、平成12年から宗谷本線に特別急行列車が運行されましたが、名寄稚内間は高速化されていないため、完全高速化と利便性や快適性の向上が求められています。コミューター航空は札幌圏と高速交通空白地域とを結ぶ地域航空ネットワークの形

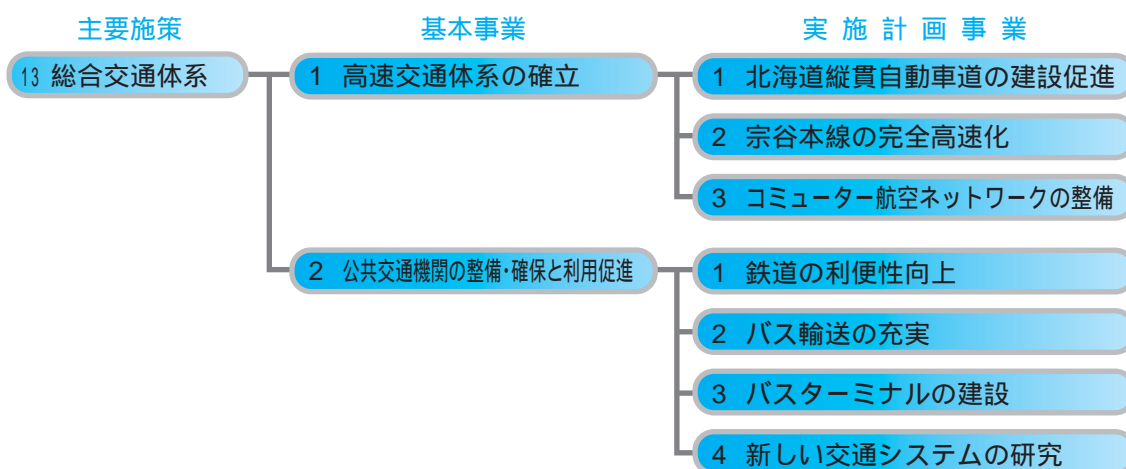
成が必要であり、既存空港間のネットワークの充実に当面運動をしぼり進めます。

市民の社会生活の多様化に伴い公共交通機関の利用者が減少し、生活バス路線の縮小・廃止など利便性の低下が懸念されています。しかし、公共交通機関は商業や観光はもとより、子供や高齢者になどの交通弱者にとっては欠くことができない移動手段であり、安心して暮らせるまちづくりのためには必要不可欠となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

北海道縦貫自動車道の早期建設、宗谷本線の高速化や利便性の向上、コミューター航空ネットワークの整備など、多様性のある高速交通ネットワークの形成に取り組みます。また、市民生活の利便性を高めるため、利用しやすい交通拠点の整備や公共交通機関の充実を図ります。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 高速交通機関

高度情報化時代を迎え、経済活動における交通システムも大きく変化しています。この変化に対応すべく幹線道路の高度化や高速道路整備、さらには通勤・通学用航空ネットワークの整備を図るなど、多様性のある高速交通ネットワークの形成を推進します。

2 公共交通機関の整備・確保と利用促進

鉄道利用者の利便性の確保の観点から、列車ダイヤなどについて働きかけます。

地域住民の公共交通機関の確保の観点から、地方バス路線維持対策を推進するとともに、地域住民が利用しやすい公共交通体系の確立を目指して、交通弱者の利便性を考慮した新しい交通システムの研究・分析に努めます。

名寄駅を中心とした交通網の整備を図る中で、バスターミナルなどの拠点施設の整備を進めます。

〔主な計画事業〕

< 前期・後期 >

複合交流施設整備事業



名寄バイパス（字砺波付近）

用語解説

新直轄方式

高速道路を建設するための手法で、交通量が少なく不採算のため高速道路会社が建設しない計画区間を、国と地方（北海道）が公費を投入して建設する方式。この方式で建設された高速道路の通行料は無料となる。

国土開発幹線自動車道建設会議

国土交通大臣の諮問により、高速道路の整備計画などを決めるための審議機関。

通勤・通学用航空

近距離区間（道内）を比較的小型の航空機を利用して、定期的な運行を行う空港。

- 14 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

〔現状と課題〕

雪国にとって除排雪は、冬期間の快適な生活環境を確保するうえで重要な課題のひとつとなっております。近年は高齢化が進み、より一層のきめ細かな除排雪が求められており、効率的・効果的な除排雪体制のあり方が問われています。

本市は全道の中でも降雪量が多い地域であり、積雪や凍結により市民生活に大きな影響を与えているほか、産業活動を阻害する大きな要因となっております。快適で安全な冬の環境づくりを進めるために、凍結道路の安全対策、交差点の除排雪の充実が必要であり、市民の理解と協力を得ながら除排雪体制の確立を図っていくことが求められています。

旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承した「利雪・親雪推進市民委員会」からの提言を受け、「冬をさらに親しみ」「冬をもっと楽しむ暮らしづくり」と「より快適な冬の生活環境づくり」を達成するため「名寄の冬を楽しく暮らす条例」

を新たに制定しました。また、近年、雪や寒さに対する市民の考えは変わってきており、雪や寒さを活用することや、雪と親しみながらまちづくりを進めることが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

除排雪機械を計画的に更新するとともに、除排雪に際しては、地域の路線に合った機械配置と雪捨場の確保により作業の効率化を図ります。

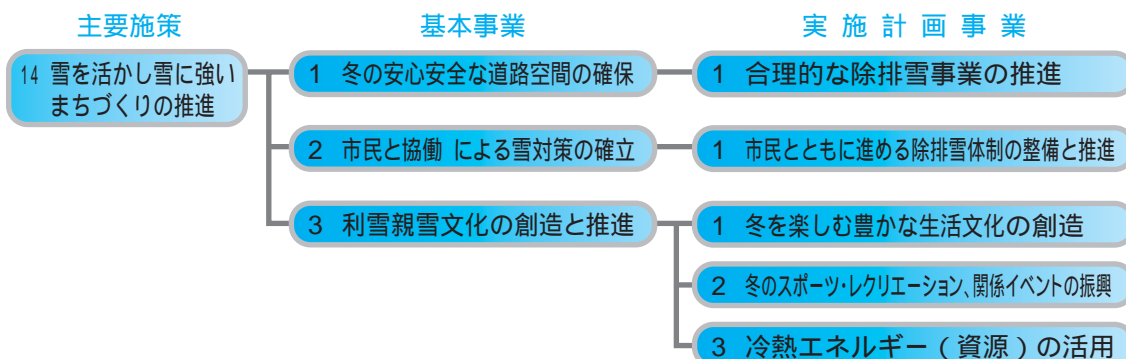
市民の協力のもと堆雪スペースの確保を図ります。

市民との連携・協力で総合的な除排雪体制を確立し、除排雪水準の向上に努めます。冬の自然条件を活かし、名寄らしい北の文化の創造に努めます。

誰でも雪と寒さに親しめる冬のスポーツやイベントを開催し、魅力あるまちづくりを目指します。

雪や寒さを利用した冷熱エネルギーの活用を促進します。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 冬の安心安全な道路空間の確保

冬期間の安全な道路環境と快適な生活の確保のため、合理的な除排雪事業を推進するとともに、市民と行政の連携・協力を推進し除排雪水準の向上に努めます。

2 市民と協働による雪対策の確立

総合的な除排雪体制は、市民の理解を得て行政が行う除排雪と地域・市民負担で行う除排雪を区分し、市民とともに総合的な除排雪体制を確立していきます。除雪に伴う路側への堆雪や雪捨場の確保には、市民の理解と協力が得られるよう努めます。

3 利雪親雪文化の創造と推進

個性的で魅力ある文化や芸術活動が根付くよう努めるとともに、北国の冬の衣・

食・住の知恵と地域の素材を活かして名寄らしい北の暮らしの推進を図るとともに、健康の森や道立公園をはじめとした施設を活用し、雪と寒さに親しめ魅力あるイベントの開催を図ります。

また、雪を活用した農産物貯蔵施設の運用を通して、冷熱エネルギーの活用と研究を図り、さらに雪や寒さを活用した産業の育成を図ります。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

市道除雪事業

市道排雪事業（カット排雪）

除排雪助成事業（排雪ダンプ助成・市道及び私道除排雪助成）

名寄市ホワイトマスター の推賞



スノーランタンの集い

用語解説

協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。
名寄市ホワイトマスター
冬の暮らしにおいて、他の模範となるような創意工夫や活動を行った市民や団体に対して贈られる称号。